

プライバシーマーク指定審査機関 審査業務方針

一般社団法人日本印刷産業連合会（以下、「日印産連」といいます。）は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（以下、「付与機関」といいます。）の指定を受けて、プライバシーマーク付与適格性の審査を遂行するにあたり、その適正、かつ、公平な業務を行うことを表明し、審査業務方針を定め、審査業務を実施する審査業務組織の全ての階層に周知徹底を図ります。

1. 印刷事業者が事業で取り扱う全ての個人情報の保護がその事業者にとって重要な責務であることを認識し、印刷産業における個人情報の適切な取扱いに関する具体的な指針として JIS Q 15001 に準拠した「印刷産業における個人情報保護ガイドライン」を制定・公表するとともに、印刷及び印刷関連産業におけるプライバシーマーク制度の普及のために努めます。
2. 審査業務を実施するにあたり、個人情報保護に関する法令、国が定める指針、付与機関の定める規程及び基準、並びに日印産連の定める規程及び基準に基づいて審査業務を適正、かつ公平に行います。
3. 審査業務のために申請者から取得する機密情報を適正に管理します。申請者から入手した全ての機密情報は審査業務を実施する目的以外に利用しません。申請者の同意がない限り第三者に提供しません。取得した機密情報は、可能な限り正確かつ最新の状態で管理します。また、安全管理（漏洩、滅失又はき損の防止及び是正）のために必要かつ適切な処置を講じます。
4. 苦情及び相談窓口を設置し、審査業務に関して申請者、付与機関又は利害関係者からの苦情及び問い合わせに、適切かつ迅速な対応を行う体制及び手順を構築し、維持します。
5. 審査業務の公平かつ適正な実施を維持するために、必要に応じて審査業務及び手順を見直し、継続的改善を実施します。

制定日 平成19年7月25日

改訂日 令和2年6月11日

一般社団法人 日本印刷産業連合会

専務理事 小野 隆弘